

議員提出第六号議案

消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書

昨年十二月十二日、「平成二十六年年度税制改正大綱」において、自民党、公明党は、軽減税率については「消費税率十％時に導入する」と盛り込んだ。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して適用されており、国民の負担軽減のための制度として定着して長く運用され続けている。

わが国においては、世論調査結果においても明らかな通り、多くの国民が制度の導入へ賛成しており、国民的な理解を得ている。

消費税率十％への引き上げ時期については、本年末にも総理によってその判断が示される方向である。

よって、国会及び政府におかれては、以上の現状を踏まえ次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

一 与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう政府も全面的に協力すること。

二 軽減税率の導入開始の時期については、「消費税率十％への引き上げ時」とされること。
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年三月二十七日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長 伊吹文明殿
参議院議長 山崎正昭殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
総務大臣 新藤義孝殿
財務大臣 麻生太郎殿